

病院群輪番制病院設備整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域住民の救急医療を確保するため、土曜日(休日を除く。)、日曜日、休日及び夜間において入院治療を必要とする重症救急患者の医療を輪番制により行う病院(以下「病院群輪番制病院」という。)の開設者に対して、病院群輪番制病院設備整備事業に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象及び補助額)

第2条 補助対象及び補助額については、別表のとおりとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者には、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
- (2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

(交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 提出書類 各3部

- ア 交付申請書(様式第1号)
- イ 事業計画書(様式第2号)
- ウ 経費所要額調(様式第3号)
- エ 収支予算書(様式第4号)
- オ 歳入歳出予算書の抄本(当該補助事業の予算額を備考欄に記入すること。)
- カ 購入医療機器説明書(様式第5号)
- キ 暴力団排除に関する誓約書(様式第6号)
- ク その他参考資料

(2) 提出書類 1部

- ア 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し(地方税法に規定する特別徴収義務者に該当する場合)
- イ 市税納付・納入確認同意書(様式7号)

(3) 提出期限

別に定める日までとする。

(交付の条件)

第4条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合（それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の20パーセント以内の変更を除く。）

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

(4) 市長の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならないこと。

(7) 市税を完納していること。

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、第3条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金交付額決定通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第6条 補助金の変更の承認申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

提出書類 各3部

ア 変更承認申請書（様式第9号）

イ 変更事業計画書（様式第2号）

- ウ 変更経費所要額調（様式第3号）
- エ 変更収支予算書（様式第4号）
- オ 変更購入医療機器説明書（様式第5号）

（変更の交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な審査を行い、適当であると認めるときは、速やかに交付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の変更の交付を決定したときは、補助金交付額決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 提出書類 各3部

- ア 実績報告書（様式第10号）
- イ 事業実績書（様式第2号）
- ウ 経費所要額精算書（様式第3号）
- エ 収支決算書（様式第4号）
- オ 歳入歳出決算（見込）書の抄本（当該補助事業の決算額を備考欄に記入すること。）
- カ 補助対象医療機器の写真
- キ 契約書及び検収調書の写し

(2) 提出期限

補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとする。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、第7条の報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、その額を確定し、補助金の交付確定通知書（第11号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

（請求の手續）

第10条 補助事業者は、補助事業完了後、確定通知書を受領したときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第12号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までとする。

（消費税仕入控除税額等に係る取扱い）

第11条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）

に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、その金額(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第13号による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならないこと。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

別表

補助の対象			補 助 額
事業の 区分	補助対象経費	補助基準額	
病 院 群 輪 番 制 病 院 設 備 整 備 事 業	病院群輪番制病院として必要な医療機器の備品購入費	次の(1)から(3)までにより算出された額の合計額 (1) 医療機器((2)及び(3)に掲げるものを除く。) 1か所当たり 21,000千円 (ただし、特別に必要がある場合は、105,000千円を限度とする。) (2) 心臓病専用医療機器 1か所当たり 6,000千円 (3) 脳卒中専用医療機器 1か所当たり 6,000千円	左欄に掲げる補助対象経費の実支出額と中欄に掲げる補助基準額とを整備箇所ごとに比較していずれか少ない額のそれぞれを合計した額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)以内
	心電図受信装置の購入費	1か所当たり 2,650千円	

様式第 1 号

病院群輪番制病院設備整備費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

浜松市長

所在地

名 称

代表者



年度において病院群輪番制病院設備整備事業を実施したいので、補助金を交付されるよう
関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 事業の目的

様式第2号

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 施設の名称及び所在地

2 設備整備の内容

区 分	銘 柄	規 格	員 数	単 価	金 額	設置場所	備 考
1 補助対象事業分				円	円		
小 計							
2 補助対象外事業分							
小 計							
合 計							

（注） 変更事業計画書の場合は、変更前の事業計画を上段にかっこ書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第3号

経費所要額調（変更経費所要額調、経費所要額精算書）

区 分	別表の補助基 準額の欄に掲 げる基準額 (A)	別表の補助 対象経費の 欄に掲げる 経費の実支 出予定額 (B)	選 定 額 (C)	総事業費から 寄附金その他 収入額を控除 した額 (D)	補助基礎額 (E)	補助所要額 (F)	補助交付決定額 (G)	補助受入済額 (H)	差引不足額 (G) - (H) = (I)
設備整備費	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計									

(注)

- 1 「選定額」欄は、A欄の額とB欄の額とを比較して少ない額を記入すること。
- 2 「補助基礎額」欄は、C欄の額とD欄の額とを比較して少ない額を記入すること。
- 3 「補助所要額」欄は、E欄の額を記入すること。
- 4 変更経費所要額調の場合は、変更前の金額を上段にかっこ書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第4号

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変 更 予 算 額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	減	
補 助 金					
自 己 資 金					
そ の 他 収 入					
寄 附 金					
そ の 他					
合 計					

2 支出の部

品 名	予 算 額 (変 更 予 算 額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	減	
合 計					

(注) 変更収支予算書の場合は、変更前の金額を上段にかっこ書きし、
変更後の金額を下段に記載すること。

様式第 5 号

購入医療機器説明書（変更購入医療機器説明書）

機器名 （ 銘柄及 び規格）	
概要及び 主要用途	
購入理由 及び 必要性	

（注） 変更購入医療機器説明書の場合は、変更前の内容を上段にかっこ書きし、
変更後の内容を下段に記載すること。

暴力団排除に関する誓約書

浜松市看護師養成事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。
また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団 (浜松市暴力団排除条例 (平成 2 4 年浜松市条例第 8 1 号。以下 「 条例 」 という。) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。)
 - (2) 暴力団員等 (条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (4) 前 3 号に掲げる者のいずれかが役員等 (無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。) となっている法人その他の団体

平成 年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)
住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名)

印

様式第7号

市税納付・納入確認同意書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

氏 名(または法人名)

_____ 印

(法人の場合は法人代表者印)

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、病院群輪番制病院設備整備事業費補助金交付要綱第3条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 _____ 病院群輪番制病院設備整備事業費補助金 _____

様

浜松市長

補助金の交付額（変更）決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった病院群輪番制病院設備整備事業の補助金として次のとおり条件を付して補助します。

金		百万			千			円

記

- 条件
- 1 補助金は当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
 - 2 補助事業を中止し又はその内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認をうけること。
 - 3 補助事業が予定の期間内に終了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告してその指示をうけること。
 - 4 補助事業の事業運営、経理の状況を調査し、不相当と認めるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 5 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
 - 6 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
 - 7 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
 - 8 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。
 - 9 条件5、条件6及び条件7のほか、規則の各規定に基づく市長の指示に従うこと。

様式第9号

病院群輪番制病院設備整備事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

浜松市長

所在地

名 称

代表者



年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた病院群輪番制
病院設備整備事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申
請します。

- 1 事業の種類
- 2 計画変更の理由
- 3 変更の内容

様式第10号

実 績 報 告 書

第 号
年 月 日

浜松市長

所在地

名 称

代表者



年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた病院群輪
番制病院設備整備事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第11号

浜 健 医 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長

補 助 金 の 交 付 確 定 通 知 書

平成 年 月 日付けの補助事業完了報告書を審査の結果、次の金額を
病院群輪番制病院設備整備事業の補助金として確定いたします。

	百万			千			円
¥							

様式第12号

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金交付の確定を受けた病院群輪番制病院設備整備事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

浜松市長

所在地

名 称

代表者



口座振替先金融機関名

口座種別

No

年度消費税仕入控除税額等報告書

第 年 月 日 号

浜松市長

所在地

名 称

代表者



年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた病院群
輪番制病院設備整備事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり
報告します。

- 1 事業の種類
- 2 補助金の確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 3 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等
金 円
- 4 諸費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等
金 円
- 5 補助金返還相当額 (4の額から3の額を差し引いた額)
金 円